

お知らせ

各給付金の申請はお早めに

臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金の申請手続きは、もうお済みでしょうか。まだ申請していない人は、お早めに手続きを済ませてください。また、申請書を紛失した人には再発行をします。

申請期限／平成27年1月5日(月)

午後5時まで

申請方法／各窓口か、郵送で申請してください。代理人でも申請ができます。詳しくは、申請書に同封した説明書をお読みください。

申請・臨時福祉給付金／役場福祉課

町役場／172

子育て世帯臨時特例給付金／役場子ども課

町役場／261・262

2つの予防接種が定期接種に

水痘ワクチン／10月1日から定期接

家庭ごみは分別をして 収集場所へ出してください



種になります。

対象者／1歳以上3歳未満▼接種回数は2回。ただし、過去に2回の接種を受けた人および、水痘に感染したことのある人は対象外です。

※平成27年3月31日までは、3歳以上5歳未満でも1回接種ができます。ただし、過去に1回の接種を受けた人および、水痘に感染したことのある人は対象外です。

※接種場所や方法など、詳しくは町ホームページに掲載します。

高齢者肺炎球菌感染症▼10月1日から定期接種B類疾病になります。

対象者／①65歳(昭和24年4月2日～昭和25年4月1日生)の人／②60歳～64歳までの心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫機能に障害がある人／③平成30年度までの5年間は、各当該年度に65歳、70歳、

最近、「近所でごみを燃やして、においや煙が迷惑」といったごみの野焼きに関する苦情が多く寄せられています。

ごみを燃やすと悪臭や、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、周辺の家庭に大変な迷惑となります。家庭から出たごみは燃やさずに、指定された日に正しく分別して、ごみ収集場所へ出しましょう。

また、野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則禁止されています。

野焼きをした場合、5年以下の懲役または1千万円以下の罰金、もしくはその両方を科せられる可能性があります。

周辺環境に迷惑をかける「野焼き」はやめましょう。

町役場住民生活課 生活環境係

町役場 114・115

エコな町づくりを推進 各種補助金を活用して

75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる人／④平成26年度に限り、平成26年3月31日現在で101歳以上の人
接種回数は1回。ただし、過去に23価肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある人は対象外です。
※接種場所や方法などは各戸にチラシを配布します。

保健福祉センターはびねす

234・6123

井戸水使用世帯の下水道使用料

井戸水をお使いの世帯の下水道使用料は、世帯人数で算定します。9月に、該当世帯へ使用人数調査の文書を送りますので、ご協力をお願いします。

なお、調査後に人数の変更があった場合は、役場下水道課までご連絡ください。

町ではエコなまちづくりを推進するため、さまざまな補助を行っています。補助金ごとに交付条件がありますので、詳しくは、町ホームページをご覧ください。役場住民生活課までお問い合わせください。

補助金の種類▼太陽光発電システム

／補助額1件あたり5万円▼太陽熱温水器／補助額設置費の4分の1

(上限3万円)▼雨水タンク／補助額設置費の3分の2(上限3万5千円)

▼ペレットストーブ／補助額設置費の4分の1(上限10万円)▼雨水浸透

ます／補助額1基あたりの設置費の2分の1(上限1万6千円)▼電気

式生ごみ処理機／補助額購入費の2分の1(上限3万円)▼生ごみ処理容